

「週休２日制確保工事試行要領」の改定について（見直し概要）

1 背景

県土整備局では、建設業における働き方改革推進のため、平成 28 年度から週休 2 日制確保モデル工事を実施し、令和 7 年には試行工事に移行するなど、これまで取組を進めてきたところである。

今回、国における週休 2 日制工事の取組内容が見直しされたことや県土整備局内で制度が浸透してきたことを踏まえて、見直しを行う。

2 見直し内容（令和 8 年 7 月）

- ・国における取組内容の見直しを踏まえた改定（土木・営繕）
経費補正に関する項目を削る。併せて、履行報告書の提出期限を見直す。

3 適用日

改定後の要領は、令和 8 年 7 月 1 日以降に公告する工事に適用する。

ただし、改定前の積算基準（土木：令和 7 年 7 月 1 日、営繕：令和 8 年 4 月 1 日）を適用している工事（設計書）については、従前の要領を適用する。

以上